平成２５年（フ）第５４９号
横浜市磯子区岡村１丁目29番29号　ヒルズ石井Ⅲ201号
債務者　関　ひとみ（旧姓白石）
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６１９号
横浜市中区松影町３丁目10番地15　第二平成館708号室
債務者　齋藤由紀夫
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５６号
北海道河西郡芽室町東９条10丁目４番地３　コーポラッキー２―202
債務者　庄司　有希（旧姓竹田）
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第２６０号
横浜市以下秘匿、旧住所横浜市鶴見区駒岡４丁目19番41号　佐藤コーポ101
債務者　成田ゆかり
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２７７号
千葉県市川市福栄２丁目15番11―501号　秀和第１行徳レジデンス
債務者　佐藤　眞幸
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月17日午後１時30分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２４２号
東京都府中市栄町２丁目19番地の33広瀬ハウス101
債務者　三堀恵利華
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２５５号
東京都府中市武蔵台１丁目９番地の１ライオンズモリス府中武蔵台202
債務者　日高　彩香（旧姓浅井）
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６３号
愛知県豊橋市飯村北２丁目27番地４　101
債務者　鈴木　伸治
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月10日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第７９号
岡山市南区中畦437番地10
債務者　佃　眞由美
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月21日午前11時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０号
熊本県天草市久玉町4640番地
債務者　古口　美春（旧姓米田）
1　決定年月日時　平成25年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月27日午前11時
熊本地方裁判所天草支部

平成２４年（フ）第１３６号
栃木県小山市東城南４丁目３番地21、従前の住所栃木県小山市犬塚２丁目１番地15　コーポマルヨシ201号
債務者　長谷川和美
1　決定年月日時　平成25年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月28日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第２１５号
東京都府中市四谷６丁目29番地の28
債務者　橋口　敏晃
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月27日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５３号
愛知県新城市字的場80番地２
債務者　男子専科スギモトこと　杉本　　保
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月24日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第６０号
愛知県新城市字的場80番地２
債務者　杉本きよ子
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月24日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続終結

平成２４年（フ）第５６０号
千葉市花見川区作新台５丁目18番39号
破産者　ＮＡホールディングス株式会社
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９４３号
千葉県市川市中山３丁目３番12号　ポルクⅡ201号、開始決定時の住所東京都江戸川区瑞江３丁目34番８―307号
破産者　田中　伸司
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係